

平成 18 年 1 月 27 日
企業会計基準委員会

実務対応報告公開草案第 19 号

「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の 会計処理に関する実務上の取扱い（案）」の公表

コメントの募集

平成 17 年 8 月 1 日から施行されている有限責任事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）により有限責任事業組合が定められ、また、平成 17 年 7 月 26 日に公布された会社法（平成 17 年法律第 86 号）では、新たに合同会社に関する規定が設けられました。

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、これらに対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱いについて検討し、今般、平成 18 年 1 月 24 日の第 97 回企業会計基準委員会において、標記の実務対応報告の公開草案（以下「本公開草案」という。）の公表を承認しました。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に関するコメントがございましたら、平成 18 年 2 月 27 日（月）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては、直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：yugen@asb.or.jp

ファクシミリ：03-5510-2717

お問い合わせ先：03-5510-2737

本公開草案の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

■ 目的

有限責任事業組合や合同会社への出資の会計処理は、他の事業体への出資と同様に、企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準」や「連結財務諸表原則」に基づいて行われることを確認する。

■ 有限責任事業組合に対する出資者の会計処理

➢ 個別財務諸表上の取扱い

有限責任事業組合への出資は、民法上の組合等への出資と同様に、有限責任事業組合の財産の持分相当額を出資金（証券取引法に基づき有価証券とみなされるものについては有価証券）として計上し、当該有限責任事業組合の営業により獲得した損益の持分相当額を、有限責任の範囲内で、当期の損益として計上する。

ただし、他の組合等への出資と同様に、その契約内容の実態及び経営者の意図を考慮し、組合財産のうち持分割合に相当する部分を出資者の資産及び負債等として貸借対照表に計上し、損益計算書についても同様に処理することも考えられる。また、状況によっては貸借対照表について持分相当額を純額で、損益計算書については損益項目の持分相当額を計上する方法も認められる。

➢ 連結財務諸表上の取扱い

有限責任事業組合についても民法上の組合等と同様に、子会社及び関連会社の範囲に含まれる事業体に該当する。また、出資等に対応する数値が個別財務諸表に反映されている場合でも、子会社又は関連会社に該当するかどうかについては、支配力基準又は影響力基準によって判定する。

なお、有限責任事業組合が共同支配企業に該当する場合、当該組合に対する共同支配投資企業は、持分法に準じた処理方法を適用する。

■ 合同会社に対する出資者の会計処理

➢ 個別財務諸表上の取扱い

合同会社への出資については、これまでの有限会社への出資に準じ、個別財務諸表上は出資金として、取得原価をもって貸借対照表価額とし、当該合同会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、相当の減額を行い、当該評価差額は当期の損失として処理（減損処理）する。

➤ **連結財務諸表上の取扱い**

合同会社が、子会社又は関連会社に該当するかどうかについては、支配力基準又は影響力基準によって判定する。

なお、合同会社が共同支配企業に該当する場合、当該合同会社に対する共同支配投資企業は、持分法に準じた処理方法を適用する。

■ **適用時期**

本公開草案のうち、有限責任事業組合に関する取扱い（Q1 及びQ2）については、公表日以後終了する中間連結会計期間及び中間会計期間並びに連結会計年度及び事業年度から適用する。

合同会社に関する取扱い（Q3 及びQ4）については、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間及び中間会計期間並びに連結会計年度及び事業年度から適用する。

以 上